

## 春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成17年条例第157号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金	負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金
第10負担区	700円	第10負担区	700円
第11負担区	700円		

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。